

他の行政機関・公共的機関

※あらかじめ電話などで確認してください。

阿倍野区内に土地・家屋を所有している方

登記名義人の住所変更の届出

大阪法務局天王寺出張所 (6772-2535) 天王寺区六万本町1-27

※ 他の市区町村に土地・家屋を所有している方は所轄の法務局（出張所）で手続きをしてください。

運転免許証をお持ちの方

住所変更の届出

転出先の警察署で手続き

軽自動車をお持ちの方

自動車検査証（車検証）の住所変更の届出

転出先の軽自動車検査協会での手続き

126cc～250ccのバイクをお持ちの方

軽自動車届出済証の住所変更の届出

251cc以上のバイクをお持ちの方

自動車検査証（車検証）の住所変更の届出

転出先の運輸支局または検査登録事務所で手続き

普通自動車をお持ちの方

自動車税の住所変更の届出

転出先の都道府県税事務所で手続き

パスポートをお持ちの方（パスポートセンター）

住所変更は必要ありません ※ 本籍地が変わると、変更の届出が必要になる場合があります。

郵便局

転居の届出（ホームページまたは転居届のハガキを投函）

郵便局におたずねください。

金融機関・郵便局（通帳・簡易保険等をお持ちの方）

通帳・簡易保険等の住所変更の届出

金融機関・郵便局におたずねください。

電気

使用中止の届出

ご契約の電力会社にご確認ください。

水道

水道局お客さまセンター (6458-1132)

ガス

ご契約のガス会社にご確認ください。

電話をお持ちの方

電話の移転

ご加入の事業者にご確認ください。

令和4年2月1日現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法などが変わる場合がありますので、ご了承ください。作成：阿倍野区役所

主な手続き窓口のご案内

市外へ転出する場合

お気軽に職員に声をおかけください

阿倍野区役所（代表電話） 電話 06-6622-9986



転出届

1階 10番 住民登録・戸籍担当窓口

※ 転出先及び転出日が決まり次第届出ができます。

(6622-9963)

※ 個人番号カードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方は、転出届出の際にお申し出ください。

□ 印鑑登録をしている方

登録証の返却

1階 10番 住民登録・戸籍担当窓口

(6622-9963)

※ 印鑑登録は、住民票の転出届によって自動的に廃止されて利用できなくなります。

◎ 保険・年金のこと

□ 介護保険証をお持ちの方

介護保険証の返却

1階 6番 介護保険担当窓口

(6622-9859)

□ 要支援・要介護認定を受けている方

介護保険受給資格証明書の受取

□ 国民健康保険に加入している方

国民健康保険喪失の手続き

□ 大阪府以外へ転出の後期高齢者医療に加入している方

負担区分証明書の受取

2階 24番 保険年金担当窓口

(6622-9956)

□ 国民年金(第1号)に加入している方で海外に転出される方

資格喪失または任意加入の届出

□ 国民年金(第1号)に加入している方

転出先の市町村へお問い合わせください。 ※第3号・厚生年金・共済組合加入の方は、お勤めの会社に届出をしてください。

□ 国民年金を受給している方

転出先の市町村または年金事務所へお問い合わせください。

□ 厚生年金を受給している

住所変更・支払機関変更の届出

転出先の年金事務所で手続きをしてください。

◎ 保健・福祉のこと
● 高齢の方

- 敬老優待乗車証をお持ちの方 → 乗車証の返却・届出
- 高齢者在宅福祉サービスを受けている方 → 転出の届出

1階 2番
福祉担当窓口
(6622-9857)

● 障がい・特定疾患等のある方

- 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方 → 転出の届出
- 特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している方 → 転出の届出
- 障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方 → 転出の届出
- 福祉の乗車証、タクシー利用券などをお持ちの方 → 乗車証などの返却
- 重度障がい者医療費・老人医療費(一部負担金)助成の医療証をお持ちの方 → 医療証の返却・届出
- 小児慢性特定疾病の医療給付を受けている方 → 受給者証の返却
- 公害手帳をお持ちの方 → 住所変更の届出

1階 2番
福祉担当窓口
(6622-9857)

1階 4番
地域保健担当窓口
(6622-9882)

- 心身障がい者扶養共済制度に加入している方
 - 特定疾患医療受給者証をお持ちの方
- 転出先の市区町村で手続きをしてください。

● お子さまのいる方

- 小・中学生のいる方 → 転入学校については転出先の市区町村で転入届の際お申し出ください。
- 保育施設等に入所している → 退所の届出 → **保育施設等または 3階 31番 子育て支援担当窓口** (6622-9865)
- 妊娠されている方
就学前のお子さまのいる方 → 転出先の市区町村で手続きをしてください。

- 児童手当を受けている方 → 受給事由消滅の届出
- ※ 転出先の市町村で新たに申請してください。
- こども医療助成の医療証をお持ちの方 → 医療証の返却・届出
- ひとり親家庭医療助成の医療証をお持ちの方 → 医療証の返却・届出
- 児童扶養手当を受けている方 → 転出の届出
- ※ 転出先で婚姻等をされる場合は資格喪失の手続きがあります。
- 特別児童扶養手当を受けている方 → 転出先に届出
- 母子・寡婦福祉資金を借りている方 → 新住所の届出

3階 31番
子育て支援担当窓口
(6622-9865)

◎ 税金のこと

- 排気量125cc以下のバイクを持っている方 → 廃車の手続き → **あべの市税事務所** (阿倍野区旭町1-2-7-702 あべのメディックス7階 軽自動車税担当(4396-2954))
- 阿倍野区内に土地・家屋を所有している方 → 転出届により自動的に固定資産税の送付先が変更されます。
※ 他の市区町村に土地・家屋を所有している方は、それぞれの市区町村の固定資産税担当課にご相談ください。
- 住民税(市・府民税)を納めている方 → 住所変更の手続きは特に必要ありません。
※ 住民税は、原則として、1月1日現在の住民登録のある市町村でかかります。
※ 1月1日現在、大阪市に住民登録されていた方は、通常6月に納税通知書が郵送されます。
※ 国外へ転出される方、または、区内に事務所・家屋敷を有している方は、申告等が必要になることがあります。(家屋敷とは、自己または家族の居住用に、住所地以外に設けた住宅です。) → **あべの市税事務所** (市民税等担当(4396-2953) 固定資産税担当〔家屋〕(4396-2958))

※ 口座振替に関してご相談のある方は、**船場法人市税事務所** 収納管理担当(4705-2931)までお問い合わせください。
住所：大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階 北側

◎ その他暮らしのこと

- 家屋(空家)を所有する方 → 空家の利活用や適正管理についての相談 → **2階 23番 市民協働担当窓口** (6622-9787)